

議案第23号

読谷村児童生徒の地域クラブ等活動応援基金条例

(設置)

第1条 この条例は、スポーツ活動を行う村内の地域クラブ及び村民を支援し、児童生徒の健全な成長及び将来のキャリア形成に資するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、読谷村児童生徒の地域クラブ等活動応援基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立)

第2条 基金として積み立てる額は、基金の設置目的のための寄附金及び毎会計年度の一般会計予算（以下「予算」という。）で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる益金は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 村長は、基金の設置目的を達成するため、予算の定めるところにより処分することができる。

(繰替運用)

第6条 村長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年3月3日提出

読谷村長 石 嶺 傳 實